

12 案内板等

《基本的考え方》

- ・案内板及び案内表示等を設ける場合は、誰もが認識しやすいように設置場所、高さ、文字の大きさ、形状、分かりやすさなど十分に配慮する。
- ・車椅子使用者、視覚障害者、聴覚障害者等に緊急通報及び避難情報が円滑に伝達される音声及び視覚表示設備等を適切に設ける。

案内板等	(1) 案内板又は表示板を設ける場合においては、次に定める基準に適合するものとする。	ヲ 案内板等 (1)
位置等	ア 位置、高さ、照明等は、高齢者、障害者等に配慮したものとする。	ヲ 案内板等 (1)(一)
文字の大きさ等	イ 文字の大きさ、書体、配色等は、高齢者、障害者等が見やすく分かりやすいものとし、必要に応じ、子ども等が理解しやすいよう平仮名、片仮名、図、記号等による表示を行うこと。	ヲ 案内板等 (1)(二)
視覚障害者への配慮	ウ 必要に応じ、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けること。	ヲ 案内板等 (1)(三)
出入口付近の案内	(2) 公共用通路に直接通ずる出入口又は改札口の付近には、高齢者、障害者等の円滑な通行及び利用に配慮した設備の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、高齢者、障害者等の円滑な通行及び利用に配慮した設備の配置を容易に視認できる場合においては、この限りでない。	ヲ 案内板等 (2)
表示板等	(3) 高齢者、障害者等の円滑な通行及び利用に配慮した傾斜路、昇降機、便所、券売機又は乗車券等の販売を行う者が常駐する窓口等の付近には、それぞれ、当該傾斜路、昇降機、便所、券売機又は乗車券等の販売を行う者が常駐する窓口等があることを表示する表示板を設けること。	ヲ 案内板等 (3)
聴覚障害者への配慮	(4) 案内、呼出し等の窓口を設ける場合においては、文字により情報を表示する聴覚障害者に配慮した設備を設けるよう努めること。	ヲ 案内板等 (4)
避難誘導灯	(5) 消防法第十七条第一項の規定により消防の用に供する設備の設置が必要な施設（自動火災報知設備及び避難口誘導灯の設置が必要な施設に限る。）については、屋内から直接地上へ通ずる出入口又は直通階段の出入口に設けることとされる避難口誘導灯は、点滅機能及び音声誘導機能により視覚障害者及び聴覚障害者の避難に配慮したものとするよう努めること。	ヲ 案内板等 (5)
情報提供	(6) 車両等の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。	ヲ 案内板等 (6)

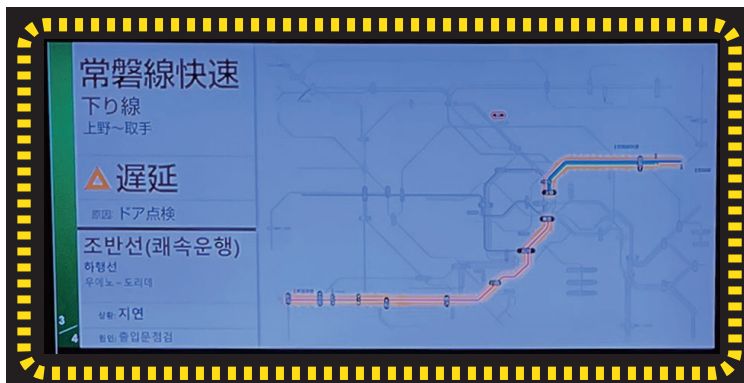
《標準的な整備（整備基準の解説）》

- 【案内板等】エレベーター、車椅子対応トイレを案内板に表示する。
- 【下端高さ】突出型の室名札を設ける場合は、下端 2.0m以上を標準とする。
- 【設置位置】案内板は、車椅子使用者にも分かりやすい位置に設ける。
- 【文字等の大きさ】案内板等の表示は、大きめの文字や図記号を用いるなど、分かりやすいものとし、明度差に配慮する。
- 【多言語表記】駅等では、多言語表記とする。
- 【非常時】車椅子対応トイレまたはトイレの天井等には、聴覚障害者等のために緊急事態の発生を知らせることができる設備（フラッシュライト等）を設ける。

《望ましい整備》

- ◇【文字等の大きさ】出入口名、改札口名、行き先、旅客施設名など主要な用語は、日本語と英語等を併記する。
- ◇【音声誘導装置】案内板等には、必要に応じて音声誘導装置を設ける。
- ◇【聴覚障害者対応】利用者のための案内所、受付等に案内等を行う者を常時配置する場合には、手話通訳者を配置するか又は筆談等が可能な機器を設ける。
- ◇【情報提供】利用者のために施設の案内、呼び出し、注意喚起、緊急避難その他の施設の利用に係る情報を音声によって放送等する場合は、併せて電光文字表示による情報提供を行う。

《電光掲示板による情報提供》



《駅構内案内図 (文字と触知図による案内)》



《日本語と英語等を併記したサイン》



▶▶ コラム ▶▶

- ・音声によって利用者への案内放送等をする場合は、併せて文字など視覚表示による情報提供を行う。